

西越地区「人・農地プラン」を更新しました

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西越地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

令和6年3月

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

- ・法人 … 2 経営体
- ・個人 … 4 3 経営体
- ・集落営農（任意組織）… 0 経営体

4. 対象地区の課題

- ・地区全体の約6割の農家が60歳以上で高齢化が進んでいる。
- ・農道や排水溝等の整備が不十分で、小規模で不整形な農地が多いため、作業効率が悪い。
- ・山間部については、条件が悪い農地の荒廃化が進んでいる場所もある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・集落の農地は集落内の中心経営体が担うこととするが、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで、遊休化される農地が増加しないよう対応していく。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- ・農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、55, 598m²となっている。

・農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。